

【諮問事項】

1 加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

(1) 国民健康保険税課税限度額 (単位：円)

	現行	改正後	増減
基礎課税分(医療給付費分)	580,000	610,000	30,000
後期高齢者支援金等課税分	190,000	190,000	0
介護納付金課税分	160,000	160,000	0
合計	930,000	960,000	30,000

(2) 改正による影響

<現行>

	総世帯数	限度超過世帯数	割合	限度超過額
基礎課税分(医療給付費分)	4,733世帯	60世帯	1.26%	27,661,626円
後期高齢者支援金等課税分	4,733世帯	92世帯	1.94%	13,636,344円
介護納付金課税分	1,926世帯	35世帯	1.81%	5,690,403円
合計				46,988,373円

<改正後>

	総世帯数	限度超過世帯数	割合	限度超過額
基礎課税分(医療給付費分)	4,733世帯	55世帯	1.16%	25,920,373円
後期高齢者支援金等課税分	4,733世帯	92世帯	1.94%	13,636,344円
介護納付金課税分	1,926世帯	35世帯	1.81%	5,690,403円
合計				45,247,120円

<影響額>

	課税増加分
基礎課税分(医療給付費分)	1,741,253円
後期高齢者支援金等課税分	0円
介護納付金課税分	0円
合計	1,741,253円